

すべての争議の早期解決をめざす特別決議

非正規化の進行、雇用によらない働き方の拡大と、財界は無権利な労働者を増やしモノのように使い捨てている。司法がその良心と憲法尊重擁護義務を見失い、資本や権力に迎合する姿勢を強めている困難な状況の下でも、仲間の大きな支援のもと労働争議をたたかう仲間のあきらめず粘り強い闘いは続いている。

争議が続いている JMITU 日本 IBM 支部は再雇用労働者の労働件に関する不当労働行為事件で、東京都労委の全面勝利命令を勝ち取った。事業を継承したキンドリル・ジャパンとは和解が成立し、労使関係の確立に向けた交渉が続いている。全労連・全国一般計器工事関連分会では、東京地裁が、請負労働者の労働者性を認め東京電力グループ・ワットラインサービス社の不当労働行為を認定する勝利命令を維持し不当労働行為と認める勝利判決を勝ち取るとともに、裁判所からは会社に緊急命令が出された。

建交労・京王新労組支部、国公一般・国立ハンセン病資料館分会では中央労働委員会、今後の職場での労組活動・職場の労使関係を確立し和解を勝ち取った。東京国際福祉専門学校教職員組合も東京地裁で解決金の払いの他、組合との協議なしに廃校を決定したことなどへの謝罪、今後の組合活動への学校施設の貸与などを実現し和解した。

当該争議団および支える産別の奮闘など個別の争議解決の努力と年2回の全労連・東京地評争議支援総行動などの力を集中したとりくみ、全国の仲間の支援が有機的に結びつく中でこの間多くの争議の解決や前進を実現している。

ブラック企業・ブラックバイト、パワハラ横行、過労死・過労自殺の頻発などにみられるように、労働者と職場をめぐる状況は改善することなくいっそう悪化してきている。労働者の権利を蹂躪し企業のやりたい放題を後押しする「三位一体の労働市場改革」が進められ、労働法制の根本からの破壊が狙われている。こうした中で、不当解雇や労働者いじめ、不当労働行為などの労働争議をたたかう労働者・労働組合と連帯して、その勝利解決をめざすとりくみはいっそう重要性を増してきている。

わたしたちは、憲法改悪・軍備拡大をもくろむ岸田内閣を許さず、憲法をくらしと職場に生かすたたかいを強化するとともに、争議をたたかう労働者・労働組合と固くスクラムを組み、そのたたかいを支援し、すべての労働争議の一日も早い解決をめざしていっそう闘いを強化していくものである。

以上決議する。

2024年7月26日
全労連第32回定期大会